

事業実績（視察）報告

1. 視察の概要

- (1) 目的 産業廃棄物処分場の現状と課題について
- (2) 日時 平成 29 年 11 月 20 日（月） 13:30～15:30
- (3) 場所 栃木県那須塩原市
- (4) 参加者 前田修議員、牧野次郎議員

2. 主な視察内容、質疑・答弁

那須塩原市には、多くの産廃処分場（安定型処分場、中間処理施設）が設置され、特に市内の高林地区を中心に、130 もの施設が設置され過度に集中する地域となっている。また、現在稼働中の最終処分場が市内に 8 施設ある。さらに栃木県は、指導要綱を改悪し、これまで規制してきた既存施設の拡張を一定の条件下で認めるようにしたため、市内の施設が拡張に向けて動き出しているとのこと。

市内に施設が集中した理由として、①平地林が広がり土地が確保しやすい。②扇状地であり素掘りが容易。③東京に近く幹線網が整備されている。などであるが、地域の環境のみが原因でなく、国の廃掃法や県の指導要綱の不備、法改正の遅れが大きな要因となったと思われる。

問、産業廃棄物処理は県の専管事項であるが、市としての関わりと対応は。

答、市内のこれ以上の産廃処理施設の設置は認めない。県への意思表示や計画書への意見回答に「設置反対」の意思を表示することとしている。

問、「反対の意思表示」の具体的な手法としては。

答、①立地についての総量規制、過度な集中の回避のため、国に対しては廃棄物処理法の改正、県には立地規制の強化、環境アセスの条件強化、県指導要綱の強化についての要望をしている。また、全国産廃問題市町村連絡会による要望活動を行っている。

②設置の抑制を図るため市独自の条例制定も検討している。

③不正処理の防止を図るため施設等の監視・指導を強めている。

問、検討中の市独自の条例はどのような内容か。

答、立地抑制方策について、環境影響評価条例や水源保護条例などを検討している。

問、産業廃棄物処分場に対する市民の反対運動の状況と、市の対応は。

答、現在のところ、市民の反対運動は落ち着いているが、拡張計画等に対して市や各地域の関係団体等と連携を取りながら対応している。また、反対の意思を示している住民や団体等と密に連絡を取りながら、説明会や勉強会などを通じて活動に協力している。

問、市の監視体制や対策は。

答、県と合同で立入りを実施し、市独自に地下水の水質検査を実施している。不法投棄等への対策については、担当職員(3名)だけでなく、廃棄物監視員(4名)やシルバー人材センター監視員(4名)による監視を実施している。また、監視カメラによる監視や、不法投棄禁止看板等を設置している。

3. 所見、西尾市政への反映に向けた課題

那須塩原市は、素掘りによる安定型の処分場であるが、それと比較すると、西尾市の産業廃棄物は、さらに悪質なものが多く、問題が大きい。那須地域のように、一旦設置が進むことで、これほど広がってしまったことを思うと、西尾市でも1か所の処分場が建設されることにより、隣接地の新田にどんどん広がってしまうのではないかと心配も現実のものと言える。

那須塩原市の青木地区に計画された際の反対運動は、住民約5万5千人分の建設反対の署名を集め、バス5台でかけつけた住民270人が県庁を取り囲み、知事に建設不許可を要請したとのこと。地区住民らが「処分場の立地条件が甘い。産廃投棄量に総量規制を。」と訴えた。

那須塩原市の担当者に、「西尾市の状況に対してのアドバイスを。」と伺ったところ、「関係団体や行政との情報交換、交流、対策の検討や研究、問題の提起をしていくことこそが大事。」とのことで、市と住民が協力することの必要性を述べられた。

また、平成30年度に全国産廃問題市町村連絡会総会・研修会を西尾市において開催予定のため、解決に向けての足掛かりとなるよう期待しているとのことであった。

西尾市でも、国や県に繰り返し法改正を求め、反対である旨の姿勢を明確にすること、市独自に可能なすべての取り組みを行うとともに、市と住民が力を合わせることを、運動を広く大きく強める必要があることを改めて認識した。



1. 視察の概要

- (1) 目的 認知症対策（認知症検査の検診時導入事業）について
- (2) 日時 平成 29 年 11 月 21 日（火） 13:00～15:00
- (3) 場所 栃木県矢板市
- (4) 参加者 前田修議員、牧野次郎議員

2. 主な視察内容、質疑・答弁

矢板市は高齢化率が 29.2%で、認知症または軽度認知障害（MCI）の疑いのある方を早期に発見し、適切な支援や医療に結びつけ、また、認知症の正しい知識の普及啓発を図り、認知症の予防に結びつけることを目的に、タブレットによる認知症簡易検査を平成 27 年度より導入している。

問、検査の実施方法と円滑に検査を受けていただくための体制はどのようなか。

答、当該年度中に 65 歳以上に達する方を対象に、集団検診の申し込みと合わせて認知症簡易検査の申し込みをしていただいている。会場は各地区の公民館など地域ごとに設営し、保健師が 2 名体制で出向いて実施している。認知症簡易検査のタブレットは 5 台あり、申込者には、個別通知で検査時間を知らせて順次行っている。高齢者が使い慣れないタブレットで行うため、問診で緊張を解いたり、操作方法を丁寧に説明するなどすることで、検査が緊張や誤操作による検査結果の誤差を少なくするように努めている。

問、検査の実績はどのようにで、周知についてはどのようなか。

答、平成 28 年度対象者が 9,530 人に対し、申込者は 1,360 人で、受診者率としては 14.3%となっている。周知の方法は、集団検診の案内に同封してお知らせしているが、高齢者だより「ココ&ララ」を広報誌と一緒に回覧し、周知している。

問、検査結果の判定はどのように行い、また検査の結果はどのようなか。

答、検査結果が 6 点未満は異常なし、7 点から 13 点が予防域、14 点以上が受診域と判定される。28 年度の検査結果は、異常なし 71.5%、予防域 22.6%、受診域が 5.9%である。

問、検査結果から支援が必要と判定された方をどのように支援に結びつけているか。

答、異常なしの方は、認知症予防について案内、予防域の方は、認知症予防案内と「認知症予防教室」の参加勧奨、必要に応じ保健師による継続支援、または地域包括支援センターへ引き継ぐ。受診域の方は、かかりつけ医への受診を勧め、専門医療機関への受診の判断をしてもらう。認知症予防教室の参加勧奨も行い、必要に応じ保健師による継続支援、または地域包括支援センターへ引き継ぐ。認知症予防教室は、健康運動指導士や作業療法士、栄養士、歯科衛生士、保健師が講

師となり、回想法や運動療法、栄養講話、口腔衛生講話などを8回2コースで開催している。

問、今後の課題は、どのようなか。

答、来場に不便な地域での実施会場の追加をしていくことや、訪問による検診も必要となってくる。また、リピーターが5割を占めるため、新規受診者を増やすための方策を考えることが必要である。

3. 所見、西尾市政への反映に向けた課題

西尾市の高齢化率は、全体としては25%程度だが、中心市街地では30%を大きく上回る地区もあり超高齢化社会を迎えている。

認知症は、人間関係を崩壊させ地域コミュニティも弱体化させると同時に、社会的なコストも多大になる。

認知症は脳の障害による病気で、誰もが認知症になる可能性があるが、生活習慣の改善などである程度予防が可能であり、症状も軽症に抑えられる場合もある。早期予防に結びつけるために、早期発見が肝要で、認知症の簡易検査は有効であることを感じた。

矢板市で実施している認知症簡易検査のシステムは、日本光電工業（株）「物忘れ相談プログラム」を使用し、集団方式で実施している。タブレット5台・判定シート専用プリンターなどの年間リース料は50万円程度で、認知症の予防と早期発見に効果を上げていることが分かった。



収支報告

項目	支出金額	備考
調査研究費	106,600 円	旅 費 102,280円 手土産代 4,320円
計	106,600 円	